特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	物価高騰支援給付金給付事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津島市は、物価高騰支援給付金給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

物価高騰支援給付金給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正 入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取り扱いに関する契約を 締結している。

評価実施機関名

津島市長

公表日

令和5年12月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	物価高騰支援給付金給付事務					
②事務の概要	・物価高騰に直面する低所得世帯への対策として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯を対象に、給付金を給付する。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する事務					
③システムの名称	物価高騰支援給付金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

物価高騰支援給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示第17号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠)					
	番号法第19条第8号 別表第二の121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 津島市役所 愛知県津島市立込町2丁目21番地 0567-24-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 津島市役所 健康福祉部 福祉課 愛知県津島市立込町2丁目21番地 0567-24-1115

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	令和5年6月1日 時点					
2. 取扱者	X							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和	15年6月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか

発生なし]

[

<選択肢> 1) 発生あり

2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価	_ ,	重点項目評	1 2 3	く選択肢>) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 評価書において、リスク	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である <u>) 課題が残されている</u>		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> () 特に力を入れている () 十分である () 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続l	しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u> 査	
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ ^っ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明